平成２１年（フ）第７９５２号
大阪市浪速区恵美須東２丁目２番10―1210号
債務者　三枝　弘次
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００６号
大阪市東淀川区西淡路２丁目15番１―211号
債務者　佐野　泰丈
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００７号
大阪市淀川区東三国１丁目15番19号
債務者　佐野花都代
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００９号
大阪市淀川区野中北２丁目１番27―308号
債務者　辰巳　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０１０号
大阪府寝屋川市黒原旭町９番16号
債務者　櫻井眞由美（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０１８号
大阪市東淀川区東中島２丁目８番21―1110号、住民票上の住所兵庫県宝塚市山本東１丁目12番21号
債務者　有可　眞浪
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０２９号
大阪府豊中市玉井町２丁目３番22号
債務者　越野　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０３５号
大阪府豊中市上津島２丁目19番18―304号
債務者　瀬戸喜美子（旧姓大萱）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４６号
大阪市平野区長吉長原西４丁目１番２―202号
債務者　齋藤ヨツ子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０４８号
大阪市生野区小路３丁目13番５―507号
債務者　藤岡　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２７９号
堺市美原区黒山316番地１　ヴィラグッドラックＢ棟105号
債務者　安尾　洋子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２９２号
堺市北区南花田町69番地９
債務者　谷　　文江
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３２４号
堺市南区茶山台２丁１番10―206号
債務者　北野　美香
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７３号
堺市南区原山台５丁１番５―512号
債務者　杉谷　　徹
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３９５号
堺市南区竹城台３丁１番15―207号
債務者　杉浦　公人
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番323―401号、前住所大阪府富田林市若松町１丁目７番２―204号
債務者　山田　英司
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２４号
堺市南区赤坂台３丁９番27―106号
債務者　上坪　和敏
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４２６号
大阪府羽曳野市河原城480番地の24
債務者　黒岡　　進
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係